



国土交通省北海道開発局

網走開発建設部 北見河川事務所

River
Management

河川管理レポート

2023. 4-2024. 3

常 呂 川

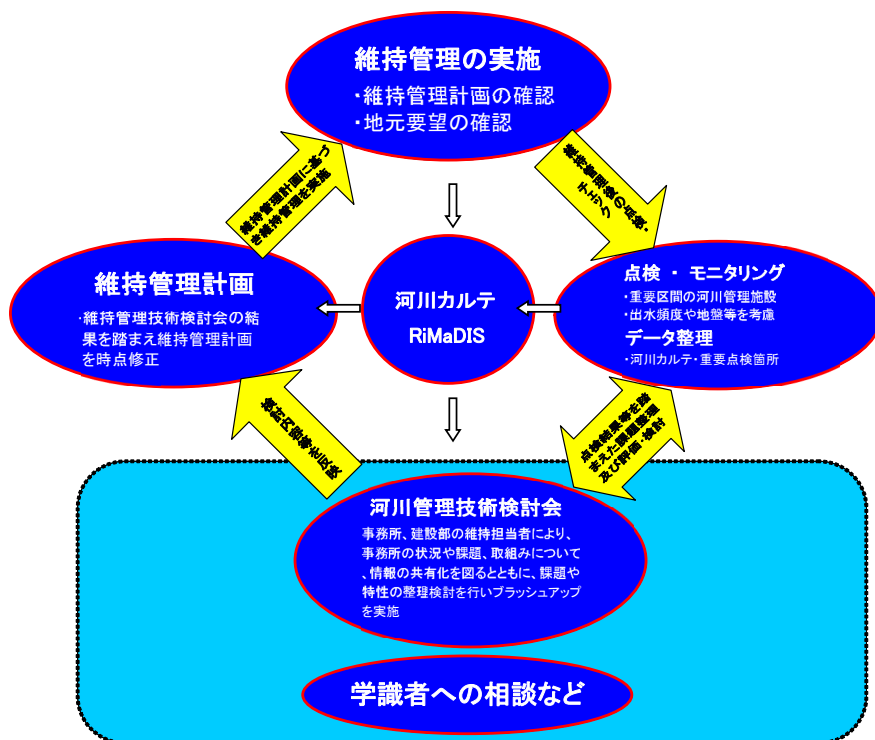
はじめに

さらに、社会資本全体として既存ストックの老朽化が懸念される中で、近年の厳しい財政状況も考慮して、河川という自然公物の特質に即した効果的・効率的な維持管理を行うことが必要です。

また、あわせて、通常、見えにくい管理の取り組みを地域の皆様へ知って頂くため、HP等を通じた「河川管理の見える化」に取り組んでいます。

本レポートでは、北見河川事務所における日々の河川管理の取り組みを紹介するものです。

令和6年3月



アダプティブ・マネジメントのイメージ

目 次

【第Ⅰ部】

1. 河川の概要	1
2. 河川維持管理の概要	8
2.1 河川維持管理の目標	
2.2 河川維持管理における主な実施内容	
3. 具体的な維持管理対策	11
3.1 堤防点検の環境整備	
3.2 河川巡視による状況把握	
3.3 点検	
3.4 天端補修	
3.5 高水敷樹木伐開	
3.6 法面補修	
3.7 護岸補修	
3.8 河川管理施設修繕	
3.9 障害物除去・塵芥処理	
3.10 堆積土砂掘削	
3.11 標識等の補修	
3.12 許可工作物の補修	
3.13 不法投棄対策	
3.14 水防等のための対策	
3.15 河川管理者と市町村で連携して行うべき事項	
3.16 河川管理者と地域住民、NPO・市民団体等との連携事項	

【第Ⅱ部】

4. 令和5年度の維持管理の実施状況	16
4.1 維持管理の条件整備	
4.2 河川巡視による状況把握	
4.3 点検	
4.4 天端補修	
4.5 高水敷樹木伐開	
4.6 法面補修	
4.7 護岸補修	
4.8 河川管理施設修繕	
4.9 障害物除去・塵芥処理	

- 4.10 堆積土砂掘削
- 4.11 標識等の補修
- 4.12 許可工作物の補修
- 4.13 不法投棄対策
- 4.14 水防等のための対策

【第Ⅲ部】

- 5. 常呂川のできごと・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 6. 令和6年度の取り組み計画・・・・・・・・・・34

常呂川

1. 河川の概要

1. 河川の概要

「北海道の地名^注」によれば常呂川という名は、アイヌ語の「ト・コロ・ペツ」(沼・を持つ・川)に由来しています。

常呂川は、その源を北海道常呂郡置戸町三国山(標高1,541m)に発し山間部を流下し、置戸町勝山において、仁居常呂川を合わせ置戸町、訓子府町を経て、北見市内において無加川を合わせ、北見盆地を貫流し、狭窄部を流下し仁頃川を合わせ、常呂平野を経てオホーツク海に注ぐ、幹川流路延長120km、流域面積1,930km²の一級河川です。その流域は、北見市(平成18年3月、北見市、端野町、留辺蘂町、常呂町が合併)、訓子府町、置戸町の1市2町からなり、オホーツク圏における社会・経済・文化の中核をなしています。

常呂川の河床勾配は、三国山から置戸市街部付近に至る源流部は1/30～1/150程度、置戸市街部付近から無加川合流点付近に至る上流部が1/150～1/300程度、無加川合流点付近から仁頃川合流点付近に至る中流部が1/300～1/600程度、仁頃川合流点付近から河口に至る下流部は1/1,400～1/5,000程度となっています。

注)「北海道の地名」：山田秀三著



常呂川 上流部



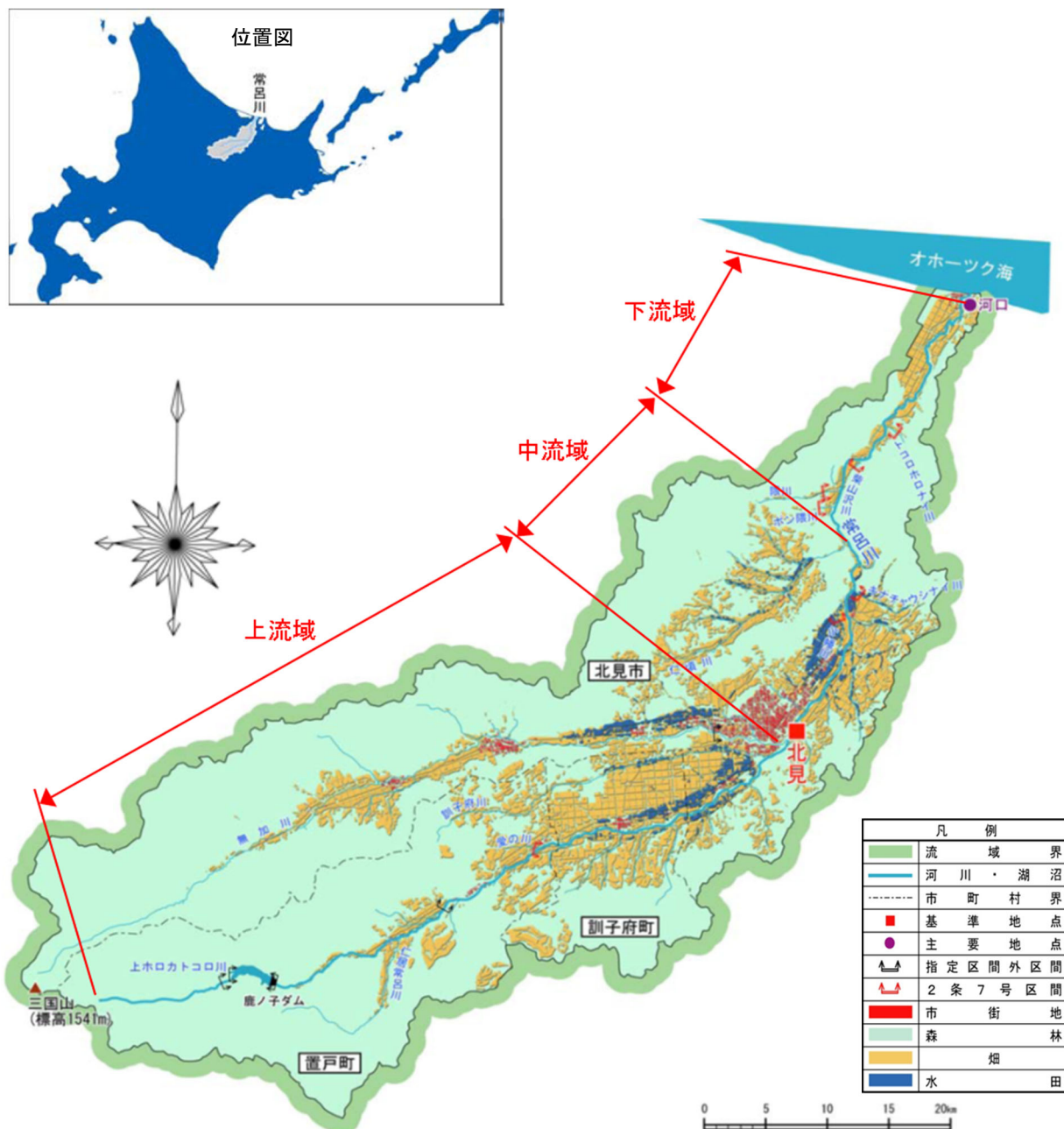
常呂川 中流部



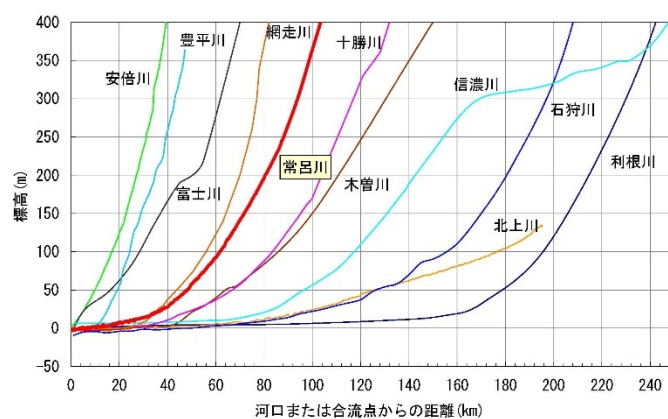
常呂川 下流部

常呂川

1. 河川の概要



常呂川水系 概要図



主要河川の河床勾配

常呂川

1. 河川の概要

常呂川水系における水質汚濁に係る環境基準の類型指定は表 1-1 に示すとおりであり、北見市北上 300 番地 1 地先(旧北上浄水場取水口跡)より上流側は A 類型、下流側は B 類型に指定されています。

水質については、BOD75%値は、概ね環境基準値程度で推移し、大腸菌群数は環境基準値を超えており、流域内で連携した対策が必要です。そのため、公共下水道事業および農業集落排水処理事業等の整備促進、家畜排泄物対策の推進による流域内から供給される汚濁負荷の軽減、浄化ブロックや水生植物による水質浄化対策による河川内での汚濁負荷削減等の取り組みが行われています。

また、平成 19 年には局所的な集中豪雨による流域からの土砂流入により、北見市の上水道が取水停止するような事態が生じており、平成 19 年 12 月に未舗装道路の流木チップを用いた簡易的な舗装、土砂の流出対策についての農家への普及など関係機関で対応可能な具体的な対策について取りまとめたところです。さらに河口の沖合いは、ホタテの良好な漁場であり、大規模な出水時の過剰な土砂の流出は、これらの生息環境へ影響を与えることが指摘されており、引き続き関係機関と連携し、必要に応じ対策の検討を行う必要があります。

表 1-1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）の類型指定

水系名	水域名	該当 類型	達成 期間	基準地点名	備考
常呂川	常呂川上流 【北見市北上 300 番地 1 地先(旧北上 浄水場取水口跡)から上流】	A	イ	金比羅橋 (上常呂)	H12. 3. 31 指定 (道告示 第 531 号)
	常呂川下流 【北見市北上 300 番地 1 地先(旧北上 浄水場取水口跡)から下流】	B	ロ	忠志橋	

注) 達成期間の「イ」は直ちに達成、「ロ」は 5 年以内で可及的速やかに達成を意味する。

1. 河川の概要

常呂川流域の主な洪水被害の概要を表 1-2 に示します。常呂川流域では、大正 8 年 9 月洪水や大正 11 年 8 月洪水により被害を受け、築堤、捷水路等の治水事業が本格的に行われてきました。近年では、平成 4 年 9 月洪水、平成 13 年 9 月洪水、平成 18 年 8 月および 10 月洪水では特に北見市街の下流から河口までの区間において多大な被害が発生しました。また、平成 28 年 8 月には 1 週間に 3 つの台風が北海道に上陸したなどの影響により、下流域では、氾濫危険水位を超過するとともに、大規模な氾濫がありました。この洪水では、北見基準点において既往最大の洪水となりました。

洪水発生年月	気象要因	流域平均 一雨雨量 北見地点(mm)	北見地点流量 (m ³ /s)	被害状況
大正 8 年 9 月	台風	186.1	不明 (記録無し)	被害家屋(戸) 637 氾濫面積(ha) 不明
大正 11 年 8 月	台風	182.1	1,610(推定)	被害家屋(戸) 1093 氾濫面積(ha) 2160
昭和 46 年 10 月	低気圧	60.6	261	被害家屋(戸) 24 氾濫面積(ha) 411
昭和 50 年 8 月	台風	153.2	661	被害家屋(戸) 349 氾濫面積(ha) 494
昭和 50 年 9 月	低気圧・前線	70.9	508	被害家屋(戸) 1060 氾濫面積(ha) 1111
昭和 54 年 10 月	台風	101.6	586	被害家屋(戸) 277 氾濫面積(ha) 592
昭和 56 年 8 月上旬	台風	113.3	390	被害家屋(戸) 0 氾濫面積(ha) 2072
昭和 56 年 8 月下旬	台風	43.7	150	被害家屋(戸) 8 氾濫面積(ha) 1070
平成 4 年 8 月	台風	57.5	364	被害家屋(戸) 6 氾濫面積(ha) 352
平成 4 年 9 月	台風	99.0	671	被害家屋(戸) 26 氾濫面積(ha) 690
平成 10 年 8 月	前線	126.0	635	被害家屋(戸) 11 氾濫面積(ha) 0
平成 10 年 9 月	台風	101.4	898	被害家屋(戸) 8 氾濫面積(ha) 0
平成 13 年 9 月	台風	175.1	932	被害家屋(戸) 2 氾濫面積(ha) 1037
平成 18 年 8 月	前線	175.5	1,030	被害家屋(戸) - 氾濫面積(ha) 7
平成 18 年 10 月	低気圧	152.8	685	被害家屋(戸) 21 氾濫面積(ha) 269
平成 28 年 8 月	台風	192.1	1,842	氾濫面積(ha) 170

注 1) 被害等は、「市町村史」(T8, T11, S7, S10, S23) 及び「北海道災害記録」による。

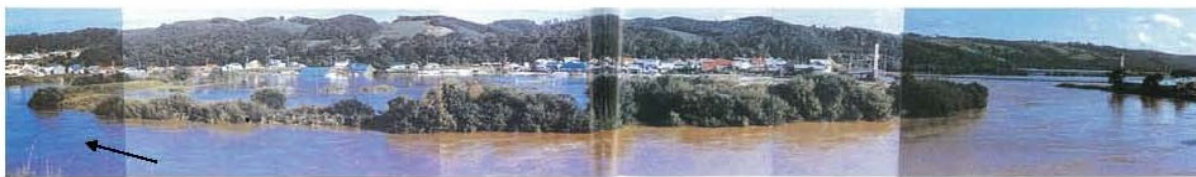
注 2) 北海道災害記録による被害等は集計上、支川、内水被害を含む。北見市の被害は流域外も含む。

注 3) 昭和 37 年 4 月洪水は、融雪による氾濫被害。

注 4) 平成 18 年 8 月及び 10 月洪水は、速報値。

常呂川

1. 河川の概要



昭和 50 年 8 月洪水時状況（北見市 河口地区の氾濫）

昭和 50 年 8 月洪水の状況
（北見市 朝日地区の家屋浸水）昭和 50 年 8 月洪水の状況
（北見市 福山地区の家屋浸水）平成 4 年 9 月洪水の状況
（北見市 常呂地区基盤漏水への対応）平成 4 年 9 月洪水の状況
（北見市 福山地区 内水による畑の冠水）平成 10 年 9 月洪水の流下状況
（北見市）平成 13 年 9 月洪水の状況
（北見市 福山地区）

常呂川

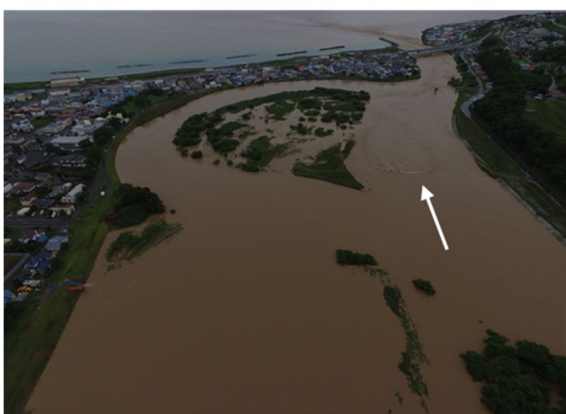
1. 河川の概要



常呂自治区（日吉地区）



KP22.6 左岸 常呂自治区（日吉地区）



常呂川河口 常呂自治区



支川柴山沢川（日吉地区）

平成 28 年 8 月の洪水状況

2. 河川維持管理の概要

2.1 河川維持管理の目標

【河道流下断面の確保】

堆積土砂の掘削 (区間共通)

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、整備計画目標流量に達している区間においては、整備計画目標流量を維持するよう、また整備計画目標流量に達していない区間については、現況の流下能力（河川整備計画作成年時）を確保するよう、掘削を実施します。

樹木伐開 (区間共通)

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、整備計画目標流量に達している区間においては、整備計画目標流量を維持するよう、整備計画目標流量に達していない区間については、現況の流下能力（河川整備計画作成年時）を確保するよう、樹木の伐開を実施します。また、河川管理施設の保護、河川巡視の支障となる場合、流量等観測精度の確保する場合にも樹木の伐開を実施します。

堤防の高さ・ 形状の維持 (A区間)

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、定期縦横断測量を実施し堤防の高さ、形状の確認を行い、整備計画目標流量に達している区間においては、整備計画目標流量を維持するよう、整備計画目標流量に達していない区間については、現況の流下能力（河川整備計画作成年時）を確保するよう堤防の高さ・形状維持を実施します。

【施設の機能維持】

各河川管理施設の 機能維持 (区間共通)

各々の施設が維持すべき機能が低下する恐れがある変状等が見られた場合には、モニタリングを継続し、変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施し、河川管理施設としての機能を維持します。

水文観測施設の 補修 (区間共通)

観測精度が確保されていないと判断された場合は、確実な観測が行えるよう必要な対策を実施します。

河川利用施設の 補修 (区間共通)

高水敷には公園が整備され、河川利用者が多いことから、各河川利用施設の機能維持を図ります。変状等が見られた場合は、その状態から施設の機能に重大な支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施します。

2. 河川維持管理の概要

【緊急時の対策】

**緊急時の対策
(区間共通)**

出水時の対策や、水質事故等への対策を万全とするため、側帯設置や水防及び水質事故資機材等の整備を実施します。資機材等については、定期的に点検を行い、保管状況を把握するとともに、不足の資機材は補充を実施します。

【河川区域の適正な利用】

**不法行為等の
是正・防止
(区間共通)**

河川敷地の不法占用や不法行為については、平常時の河川巡視により状況把握を行い、不法行為を発見した場合は、原因者への指導、是正措置に努めます。

2.2 河川維持管理における主な実施内容

河川の維持管理は、河川維持管理計画に基づき、河川巡視、河川管理施設点検等により河川の状態把握を行い、これらを踏まえて、施設の補修・更新等の必要な維持管理対策を随時実施しています。

◆ 河川の維持管理



堤防除草



河川巡視



堤防点検



河川管理施設状況把握



安全利用点検

3. 具体的な維持管理対策

3.1 堤防点検の環境整備

3.1.1 堤防除草（堤防監視の条件整備）

◆ 実施の基本的な考え方

堤防の変状等の外観点検を迅速かつ的確に行うこと、堤防の法面を防御する芝の被覆を維持すること等を目的に堤防除草を実施します。

3.2 河川巡視による状況把握

3.2.1 平常時の河川巡視

◆ 実施の基本的な考え方

平常時の河川巡視は河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために実施します。

3.2.2 出水時の河川巡視

◆ 実施の基本的な考え方

出水時においては、状況が時々刻々と変化し、これに対応して適切な措置を講じる必要があります。出水時の河川巡視は、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況を概括的に把握するために実施します。

3.2.3 目的別河川巡視

◆ 実施の基本的な考え方

河川特性や課題等を考慮し、場所、目的等を絞った徒歩による目的別巡視を実施します。

3. 3 点検

3.3.1 出水期前・台風期点検

◆ 実施の基本的な考え方

河川が有するべき河道の流下能力、堤防等の河川管理施設の安全性について、治水上の機能確保を目的に点検を実施します。

3.3.2 出水後点検

◆ 実施の基本的な考え方

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合に点検を実施します。また、氾濫注意水位には達しないが、水防団待機水位以上の経過時間が48時間以上となった場合も点検を実施します。

3.3.3 地震時点検

◆ 実施の基本的な考え方

点検の基準となる震度を観測した場合、地震発生後に河川管理施設等の被災や異常を確認するため点検を実施します。

3.3.4 機械設備を伴う河川管理施設の点検

◆ 実施の基本的な考え方

機械・電気通信設備を伴う河川管理施設の土木施設部分については、出水期前点検や出水・地震後点検等を実施します。また、機械・電気通信設備についても所定の定期点検を計画的に実施します。

3.4 天端補修

◆ 実施の基本的な考え方

河川巡視や堤防点検、および水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端の補修（不陸箇所ของ砂利のかき起こし整正、天端敷砂利、アスファルト修繕等）を実施します。

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

3.5 高水敷樹木伐開

◆ 実施の基本的な考え方

現況河道の流下能力の維持、河川管理施設の保護（樹木の浸入等による損傷防止）、適切な河川監視及び管理（河川巡視の障害、ＣＣＴＶの可視範囲の確保、流量観測精度の確保、不法投棄対策等）を目的に実施します。

3.6 法面補修

◆ 実施の基本的な考え方

堤防機能の維持を目的に、法面補修を実施します。

3.7 護岸補修

◆ 実施の基本的な考え方

護岸機能の維持を目的に、護岸の補修を実施します。

3.8 河川管理施設修繕

◆ 実施の基本的な考え方

樋門、樋管、光情報施設の機能維持を目的に、補修を実施します。

3.9 障害物除去・塵芥処理

◆ 実施の基本的な考え方

流下断面の阻害や河川管理施設への影響となる流木の除去や良好な河川空間の維持を目的に、障害物除去、塵芥処理、水面清掃を実施します。

3.10 堆積土砂掘削

◆ 実施の基本的な考え方

排水能力確保を目的に、排水阻害となっている樋門や水路の堆積土砂掘削を実施します。

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

3.11 標識等の補修

◆ 実施の基本的な考え方

河川名標識、啓発標識及び境界杭の維持を目的に、破損個所は補修を実施するとともに、新たな標識の計画的な設置を実施します。

3.12 許可工作物の点検・補修

◆ 実施の基本的な考え方

許可工作物については施設管理者により、河川管理施設に準じた適切な維持管理がなされるよう許可に当たっては必要な許可条件を付与するとともに、設置後の状況によっては必要に応じて点検を行うよう指導・監督等を実施しています。

3.13 不法投棄対策

◆ 実施の基本的な考え方

不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への指導監督、撤去等の対応を適切に行います。

3.14 水防等のための対策

3.14.1 水防等のための対策 河川に係わる情報の収集

◆ 実施の基本的な考え方

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳、河川カルテを整備・保管します。また、水文、水質、土砂の移動状況、土地利用などの河川管理に資する情報も収集し保管します。

3.14.2 水質事故対策

◆ 実施の基本的な考え方

水質事故に伴う水質汚濁対策や情報連絡を円滑に行うために、関係機関及び河川管理者からなる「北海道一級河川環境保全連絡協議会 網走地方部会」の会則に基づき、部会等を定期的で開催し、連絡体制の確認、水質事故訓練など、水質汚濁防止体制の充実に努めます。

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

3. 15 河川管理者と市町村で連携して行うべき事項

3. 15. 1 市町村との連携・調整

◆ 実施の基本的な考え方

市町村と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施します。

3. 16 河川管理者と地域住民、NPO・市民団体との連携事項

3. 16. 1 地域住民、NPO、市民団体等との協働

◆ 実施の基本的な考え方

NPO市民団体等と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施します。

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.1 維持管理の条件整備

4.1.1 堤防除草（堤防監視の条件整備）

◆ 取り組み状況

堤防点検を実施するため、堤防法面や堤内排水等の除草を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



堤防除草状況

4.2 河川巡視による状況把握

4.2.1 平常時の河川巡視

◆ 取り組み状況

河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集等を対象として、夏期は週3回、冬期は週2回の河川巡視を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



河川巡視状況

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.2.2 出水時の河川巡視

◆ 取り組み状況

河川の増水時においては、堤防、増水した流れ、河川管理施設および家屋や耕作地の浸水等の状況を把握するために巡視しました。

◆ 取り組み場所

全区間



出水時の様子

4.2.3 目的別河川巡視

◆ 取り組み状況

河川特性や課題等を考慮し、場所・目的等を絞った徒歩による目視を含む巡視を行い、異常等を把握した場合は、速やかに対応策の検討を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



目的別巡視（河岸定点観測）

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.2.4 異常時河川巡視

◆ 取り組み状況

河川に異常が発生した場合（事故、火災等）、またはそのおそれのある場合に河川の状況を把握するために巡視を実施します。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.3 点検

4.3.1 出水期前・台風期点検

◆ 取り組み状況

出水期前に、融雪出水の状況等を考慮して適切な時期に堤防、河川管理施設、河道の点検を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



堤防点検の実施状況

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.3.2 出水後点検

◆ 取り組み状況

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合に、出水後の堤防等の河川管理施設や河道の点検を実施しました。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.4 天端補修

◆ 取り組み状況

点検結果により、不陸による段差が発生し、河川管理に支障をきたす場合に天端補修を実施します。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.5 高水敷樹木伐開

◆ 取り組み状況

流下能力の維持が必要な箇所、河川巡視上の障害・不法投棄多発箇所、支川合流部および樋門吐口水路における流水の阻害箇所において、伐開計画を策定し、適正に伐開を実施しました。

◆ 取り組み場所

上常呂右岸、無加川左右岸



高水敷樹木伐開（無加川左右岸）

4.6 法面補修

◆ 取り組み状況

点検結果から、イタドリが繁茂し植生不良により降雨による法崩れや流水による洗掘等が懸念された場合に実施しました。

植生状況については、継続して状態監視を実施しました。

◆ 取り組み場所

日吉左岸築堤



法面補修の実施状況

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.7 護岸補修

◆ 取り組み状況

点検結果から、空洞化が確認され護岸等の陥没、沈下が確認された場合や、老朽化等により護岸が所定の機能を維持できなくなった箇所において補修を実施しました。

沈下等が確認された箇所においては、継続して状態監視を実施しました。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.8 河川管理施設修繕

◆ 取り組み状況

河川巡視及び点検結果から、不具合が確認されている箇所について、施設の機能を保全するために必要な修繕を実施しました。

◆ 取り組み場所

若松樋門、中里樋門



洪水痕跡計設置板の修繕（中里樋門）

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.9 障害物除去・塵芥処理

◆ 取り組み状況

河川巡視及び点検結果から、河川管理施設への影響が顕著な箇所の障害物除去や良好な河川空間を維持するため、塵芥処理を実施しました。

◆ 取り組み場所

全区間



4.10 堆積土砂掘削

◆ 取り組み状況

点検結果から、施設の正常な機能維持が困難と判断された場合に土砂掘削を実施しました。

◆ 取り組み場所

川向8号樋門、観月樋門、上常呂3号樋門、上常呂西13号樋門、大谷樋門、オシマ川樋門、伏見樋門、清住西33号樋門



堤外排水路の土砂撤去（川向8号樋門）

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.11 標識等の補修

◆ 取り組み状況

点検の結果から改善の必要があると判断した場合に補修を実施しました。
劣化等の状態については、継続的に監視を行いました。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みはありませんでした。

4.12 許可工作物の補修

◆ 取り組み状況

許可工作物の点検は施設管理者が実施されることが基本ですが、河川巡視等により許可工作物についても概括的な状態把握を実施するとともに、必要に応じて施設管理者に対し、臨時の点検実施等の指導に努めます。

また、許可工作物にあっても河川管理施設と同様に設置後長期間を経過した施設があるため、施設の老朽化の状況等に留意します。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みは、ありませんでした。

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.13 不法投棄対策

◆ 取り組み状況

河川巡視時に発見した不法投棄については、発見箇所や投棄物の把握を行いました。また、河川敷地への不法投棄を抑止するためにHPにゴミマップを公表し、河川敷地に物を捨てないように広報しました。なお、不法投棄が確認された場合は適切な処分を実施しました。

◆ 取り組み場所

HPにより、不法投棄の注意喚起を行いました。



4.14 水防等のための対策

4.14.1 危機管理型簡易水位計

◆ 取り組み状況

危険箇所には危機管理型簡易水位計を設置します。これにより、効率的かつ的確な水位情報の収集が可能になります。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みは、ありませんでした。

4. 令和5年度の維持管理の実施状況

4.14.2 簡易型河川監視カメラ

◆ 取り組み状況

氾濫の危険性が高く、重要施設のある箇所に簡易型監視カメラを設置します。これにより、効率的かつ的確な河川状況の収集及び提供が可能になります。

◆ 取り組み場所

今年度の取り組みは、ありませんでした。

5. 常呂川のできごと

安全利用点検

- ◆常呂川及び無加川の管理区間において、河川の施設を安全に利用できるよう、ゴールデンウィーク前及び夏休み前に、北見河川事務所と自治体等による点検を実施しました。



樋門操作訓練

- ◆北見河川事務所管轄の樋門において、北見河川事務所職員による樋門操作訓練を実施しました。



災害応急復旧協定業者確認会議

- ◆北見河川事務所では、地震や出水等による災害発生時に被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を行うために建設業者と応急復旧の協定を締結しており、協定内容の確認会議及び専門の操作訓練を実施しました。

**水防連絡協議会 常呂川・網走川部会（WEB開催）**

- ◆洪水時等に迅速かつ的確に水防活動が実施できるよう、北見河川事務所から自治体等（水防管理団体）に対し水防に必要な情報の提供をWEBにより行い、水防体制の強化に努めました。

樋門等水位観測員の委嘱

- ◆ 出水時等を実施する樋門の操作や平常時の点検を、樋門等水位観測員として地元の方に委嘱しています。樋門操作は昼夜を問わず長期間にわたる大変な仕事であり、地域の人たちの安全と財産は樋門等水位観測員によって守られています。
今年度の常呂川水系においては、令和6年2月21日に開催し確認を行いました。



合同巡視

- ◆ 北見河川事務所内の自治体等（水防管理団体）と「洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所（重要水防箇所）」の合同巡視を実施しました。



水防技術講習会

- ◆今年度の水防技術講習会は、北見河川事務所管内では実施していません。

堤防等河川管理施設点検

- ◆常呂川及び無加川の管理区間において、堤防等の河川管理施設に治水上の機能が確保されているか確認するため、台風期前に点検を行いました。



堤防決壊シミュレーション会議

- ◆施設の計画規模を超える大雨により洪水被害に至る事態に備え、堤防が決壊した状況を想定し迅速に堤防を復旧するための方法を検討する「堤防決壊時の緊急対策シミュレーション」を職員の災害対応訓練として実施しました。



災害対策用機械操作訓練

- ◆地方自治体からの応援要請に応じ、北見河川事務所で保有する災害対策車両及び復旧資材を使用して災害時の復旧活動を行います。災害時に迅速に対応できるよう災害対策用機械の操作訓練を実施しました。



水質事故訓練

- ◆水質事故発生時は北見河川事務所で保有する水質事故対応資機材を使用して、水質事故の拡散防止、終息させるための活動を行いました。前触れもなく発生する水質事故に迅速に対応できるよう備蓄している資機材を実際に使用した訓練を実施しました。
今年度は、常呂川水系にて実施しました。



刈草の無償配布

- ◆堤防の除草により発生する刈草は、資源の有効利用や処分費のコスト縮減を目的として流域の住民に無償配布を行いました。



提供場所①:常呂川北見右岸河川敷 北見大橋上流(北見市川東)	予定数量:50個程度	締切:6/9(金)まで
提供場所②:常呂川北見左岸河川敷 北見大橋下流(北見市春光町)	予定数量:50個程度	締切:7/5(水)まで
提供場所③:無加川左岸河川敷 豊大橋上流(北見市中央三輪)	予定数量:50個程度	締切:6/20(火)まで
提供場所④:常呂川訓子府左岸 叶橋上流(訓子府町)	予定数量:3個程度	締切:7/14(金)まで

R5 年度の刈草の無償提供場所、数量

公募伐開

- ◆河川敷地内の樹木を資源として有効に利用する観点から、自ら採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を実施しました。



出前講座

- ◆流域内の小学校・高校生を対象に水生生物調査及び簡易水質調査等を実施し、河川環境について理解を深めてもらいました。
また、洪水時の川の変化や災害時の地域の弱点及び避難行動について討議する防災学習も行いました。



水質事故対応

◆常呂川水系において水質事故が発生したため、関係機関と連携して現場対応しました。



土伏川での対応状況

6. 令和6年度の取り組み計画

令和5年度に引き続き、今年度も災害時に備えて平素から巡視や点検等を行うとともに、地域住民の憩いと安らぎの場として快適な常呂川となるように日常的な維持管理をおこないます。具体的な取り組みとしては、「河川維持管理計画」に準拠するとともに令和5年度の実績を踏まえた実施を計画しています。

令和6年度の取り組み計画

種別	実施項目		令和5年度実績	令和6年度実施計画	備考
堤防点検等のための 環境整備	堤防除草		出水期（台風期） までに実施	出水期（台風期） までに実施	
河川巡視	平常時	夏期	週3日	週3日	
		冬期	週2日	週2日	
	出水時		出水時	出水時	
点 検	堤防点検		年1回	年1回	
	安全利用点検		年2回	年2回	
	水門等構造物の点検		年1回	年1回	
	電気通信施設の点検		年1回	年1回	
	許可工作物の点検 （検査）		年1回	年1回	
	観測施設、機器の点検		月1回 （詳細点検は年1回）	月1回 （詳細点検は年1回）	

リンク集

国土交通省関連

- ◆ 網走開発建設部 <http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/index.html>



- ◆ 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>



地方自治体関連

- ◆ 北見市 <http://www.city.kitami.lg.jp/>



- ◆ 訓子府町 <http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/>



- ◆ 置戸町 <http://www.town.oketo.hokkaido.jp/>

